

第18回 農業委員会総会議事録

令和3年12月23日開会

中標津町農業委員会

令和3年12月23日、第18回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	二瓶	裕貴
2番	横田	千秋
3番	谷川	好則
4番	長谷川	孝二
5番	田中	洋希
6番	竹村	聡
7番	武田	健治
8番	田中	世一
9番	瀧本	和男
10番	須崎	智
11番	和泉	光広
12番	後藤田	宏幸
13番	高橋	正一
14番	赤波江	信二
15番	小林	亨
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

附議した案件

- (イ) 議案第101号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第102号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第104号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 報告第39号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヘ) 報告第40号 農地法第4条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局長	坂井一文
庶務係長	葛西利光
農地係長	吉田佳弘
係	宮崎智佳

(開 会 10時30分)

- 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第18回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
1番、二瓶 裕貴 委員。
2番、横田 千秋 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 11月24日の総会以降の会務につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第101号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)から(5)について、事務局から説明をお願いします。
(挙手あり)農地係長
- 農地係長 議案第101号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(5)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。
借主、中標津町字○○○○線○○番地○○、○○○ ○○。
2、解約する土地、字○○○○○番地○、現況地目、畑、面積 11,123 m²、他 14 筆、計 153,173 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成30年5月28日から令和5年3月22日まで。5、合意解約成立の日、令和3年12月10日。
6、解約の理由、合意解約。
この案件については、議案第104号(1)に関連するもので、借主の農地所有適格法人設立に伴い、保有合理化事業により個人名義で賃貸借していた農地について、新設した農地所有適格法人と賃貸借を設定するため、期間内解約するものです。
なお、(2)につきましても、貸主、借主が同一であり、氏名等を省略し、一括して説明いたします。
議案の3ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
2、解約する土地、字○○○○○番○、現況地目、畑、面積 49,005 m²。3、利用権

の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和30年11月28日から令和5年9月26日まで。5、合意解約成立の日、令和3年12月10日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第104号(2)に関連するもので、借主の農地所有適格法人設立に伴い、保有合理化事業により個人名義で賃貸借していた農地について、新設した農地所有適格法人と賃貸借を設定するため、期間内解約するものです。議案の4ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字○○○○○番地○、○○ ○○。

借主、中標津町字○○○○線北○○○番地○、合同会社○○○○、代表社員、○○ ○○。

2、解約する土地、字武○○○○○○番地、現況地目、畑、面積23,935㎡、他1筆、計98,700㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和元年8月24日から令和6年8月23日まで。5、合意解約成立の日、令和3年12月10日。6、解約の理由、合意解約。この案件については、議案第104号(6)に関連するもので、現在、賃貸借している農地について、借主に売り渡すため、期間内解約するものです。

議案の5ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町○○条○○丁目○番地、○○ ○○。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○。

2、解約する土地、字○○○○○○番地○、現況地目、畑、面積97,646㎡内82,646㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和元年7月26日から令和11年6月30日まで。5、合意解約成立の日、令和3年12月10日。6、解約の理由、合意解約。この案件については、議案第104号(9)に関連するもので、借主の農地所有適格法人設立に伴い、個人名義で賃貸借していた農地について、新設した農地所有適格法人と賃貸借を設定するため、期間内解約するものです。

議案の6ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町○○○○番地○、○○ ○○。

借主、中標津町○○○○番地○、○○ ○○。

2、解約する土地、○○○○番地○、現況地目、畑、面積17,430㎡内9,900㎡、他1筆、計70,500㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和2年5月1日から令和5年4月30日まで。5、合意解約成立の日、令和3年12月17日。6、解約の理由、合意解約。この案件については、議案第104号(10)に関連するもので、借主の農地所有適格法人設立に伴い、個人名義で賃貸借していた農地について、新設した農地所有適格法人と賃貸借を設定するため、期間内解約するものです。

以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第102号「現況証明願いについて」を上程致します。
ここで、会議規則第16条の規定により、5番、〇〇〇〇委員の退席をお願い致します。
(〇〇委員退席)

議 長 (1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第102号(1)について説明いたします。8ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積72,557㎡内26,053㎡。利用状況、農業用施設用地。3、許可を受けようとする事由。地目変更登記申請のため。4、見取図は9ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況は農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和3年12月14日、第4・5地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

(〇〇委員着席)

議長 〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)(2)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)中村委員。

中村委員 上程になりました議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)(2)について説明いたします。11ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、採草放牧地、面積9,736㎡、利用目的、牧草畑、他6筆、計75,893.40㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地なし、家畜牛頭、155頭。7、見取図については、14・15ページのとおりとなっております。なお、(2)につきましても、借主が同一であり、氏名等を省略し、一括して説明いたします。
12ページをお開きください。
(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,659㎡、利用目的、牧草畑、他33筆、計755,889㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地なし、家畜牛頭、155頭。7、見取図については、14・15ページのとおりとなっております。
この2件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第103号(3)について説明いたします。16ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,580㎡、利用目的、普通畑、他5筆、計234,503㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、5人、経営地、計、346,820㎡、経営作目、馬鈴薯。7、見取図については、17ページのとおりとなっております。

本案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第103号(4)について説明いたします。18ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇m株、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,500㎡、利用目的、牧草畑、他19筆、計721,672㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地なし、家畜牛頭、167頭。7、見取図については、20ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(5)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第103号(5)から(7)について説明いたします。21ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積155,760㎡、利用目的、牧草畑、他17筆、計506,162㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地なし、家畜牛頭、108頭。7、見取図については、23ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

24ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積23,412㎡、利用目的、牧草畑、他40筆、計981,621.82㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地なし、家畜牛頭、333頭。7、見取図については、27・28ページのとおりとなっております。

なお、(7)につきましても、借主が同一であり、氏名等を省略し、一括して説明いたします。

26ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積14,633㎡、利用

目的、牧草畑、他4筆、計98,753㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地なし、家畜牛頭、333頭。7、見取図については、27・28ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)から(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(8)から(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第103号(8)から(10)について説明いたします。29ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積56,207㎡、利用目的、牧草畑、他40筆、計812,339.97㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、5人、経営地、計1,140,562.97㎡、家畜牛頭、170頭。7、見取図については、31・32ページのとおりとなっております。本案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。33ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積10,998㎡、利用目的、牧草畑、他40筆、計595,447㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、5人、経営地、計761,818㎡、家畜牛頭、305頭。7、見取図につい

ては、35・36 ページのとおりとなっております。本案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

37 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,499 m²、利用目的、牧草畑、他 38 筆、計 536,365.38 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計 780,127.38 m²、家畜牛頭、301 頭。7、見取図については、39・40 ページのとおりとなっております。本案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8) から (10) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(11) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第103号(11) について説明いたします。41 ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 78,861 m²、利用目的、牧草畑、他 17 筆、計 729,991 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、3人、経営地、計 1,070,797 m²、家畜牛頭、153 頭。7、見取図については、43 ページのとおりとなっております。本案件につきましては、いずれも後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)から(4)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(4)について、説明いたします。
議案の45ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積11,123㎡、利用目的、牧草畑、他14筆、計153,173㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、借主を変更して賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年12月24日から令和5年3月22日まで。6、価格。年157,280円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計0㎡、家畜、牛155頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、48ページのとおりです。なお、(2)につきましても、貸主、借主が同一であり、氏名等を省略し、一括して説明いたします。

議案の47ページをお開きください。

(2) 2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,005㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、借主を変更して賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年12月24日から令和5年9月26日まで。6、価格。年71,640円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計0㎡、家畜、牛155頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、48ページのとおりです。この2件につきましては、北海道農業公社と賃貸借していた借主の農地所有適格法人設立に伴い、合意解約した農地について、新設した法人と改めて賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり、農業経

営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議案の49ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、千葉県〇〇市〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積258,163㎡、利用目的、普通畑、他2筆、計285,649㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、価格。年700,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員7人、農従者、4人、経営地、計699,341㎡、経営作目、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、50ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。51ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇 〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積96,726㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年1月1日から令和7年12月31日まで。6、価格。年400,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員7人、農従者、4人、経営地、計701,594.99㎡、家畜、牛、102頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、52ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(5)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第104号(5)から(7)について、説明いたします。議案の53ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、畑、面積6,485㎡内5,400㎡、利用目的、普通畑、他1筆、計43,100㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、賃貸借を受け農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年1月1日から令和8年12月31日まで。6、価格。年171,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員7人、農従者、1人、経営地、計868,176㎡、経営作目、蕎麦。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、54ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、近隣農家と協議の末、借主を変更したものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議案の55ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積23,935㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計148,286㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。7,257,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、4人、経営地、計1,214,986㎡、家畜、牛245頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、56ページのとおりです。

この案件につきましては、所有者から賃貸借していた農地を含めて農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議案の57ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、畑、面積9,324㎡、利用目的、普通畑、他2筆、計64,662㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年1月1日から令和8年12月31日まで。6、価格。年277,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員3人、農従者、3人、経営地、計1,846,369㎡、経営作目、蕎麦。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、58ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5) から (7) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(8) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第104号(8)について、説明いたします。

議案の59ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積8,600㎡、利用目的、牧草畑、他11筆、計287,200㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年1月1日から令和9年12月31日まで。6、価格。年1,163,000円。

7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員1人、農従者、3人、経営地、計1,053,629.01㎡、家畜牛頭、247頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、61ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(9)(10) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第104号(9)(10)について、説明いたします。

議案の62ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積97,646㎡内82,646㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人

設立のため、借主を変更して賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年1月1日から令和13年12月31日まで。6、価格。年272,700円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計0㎡、家畜、牛333頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、63ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借していた借主の農地所有適格法人設立に伴い、合意解約した農地について、新設した法人に改めて賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。議案の64ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積17,430㎡内9,900㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計70,500㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、借主を変更して賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年1月1日から令和5年4月30日まで。6、価格。年260,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地、計0㎡、家畜、牛108頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、65ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借していた借主の農地所有適格法人設立に伴い、合意解約した農地について、新設した法人に改めて賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(9)(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、報告第39号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)(2)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 上程になりました、報告第39号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)(2)について説明いたします。67ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和2年4月24日付、中農委4第令2-1号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的。農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和2年4月24日から令和3年12月31日まで。6、事業完了年月日。令和3年12月1日。7、完了検査年月日につきましては、令和3年12月14日に第5地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。なお、(2)についても届出人が同一であり、氏名等を省略して説明いたします。

(2) 2、許可年月日、許可番号。令和3年8月25日付、中農委4第令3-2号。

3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的。農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和3年8月25日から令和4年8月24日まで。6、事業完了年月日。令和3年11月1日。7、完了検査年月日につきましては、令和3年12月14日に第5地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程8、報告第40号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第40号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

70ページをお開きください。

許可日。令和3年11月25日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積33,001㎡内27,042㎡、他1筆、計34,008㎡。3、許可期間。令和3年11月25日から永年となっております。

以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。これもちまして、第18回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。ここで本年最後の総会でありますので私の方から一言ご挨拶を申し上げます。今年も今日12月23日ということで冬至も過ぎまして様々忙しかった一年無事に終わるかと思えます。ただコロナの影響がありまして昨年からいろんな行事が中止され、皆さんとの接点する場が総会だけということで、非常に研修関係もなくというやりづらい時期を過ごしております。これはなかなか終わることがないと思えますけど、いろいろな形で農家の方にも影響がございます。ただ他の産業に比べれば今のところ助かっているかなという感じがしますが、ここに来て非常に資材の高騰を受けて大変な時期に局面に入りつつあります。現状では皆さんご承知のとおり苦労されていると思えますけど、乳量が絞れないということもありますし、資材がかなり高騰で建物が建てられない可能性も出てきております。半導体が手に入らずに部品調達ができなく機械等の修理が出来ない可能性が出てきつつあります。尿素の方もかなり高騰してまして、機械に使う尿素水も結構厳しい情報が入ってきております。肥料も尿素の方はあまり使うことはありませんけれども、三千円という大台に来ているという話も来てますので、来年はどういう形になるか牛乳が絞れないということと、資材が手に入らないという大変なことになると危惧されております。農業委員会自体の活動は農地の見回りとか各委員の皆様大変苦労されながら、農地の確認とか各農家の方々とスキンシップで、意見を聞き意思統一することが重要な任務かと思えます。今まで以上にそういう形の活動を密にされて活動していただきたいし、最近昔と違って親子でありながら意思疎通が少し希薄かなという意見を述べる方がやっぱりおられました。これからどんどん大型化される反面、仕事の分担とともに意思疎通がちょっと難しいところが見受けられますので、その点も良く皆さん現地で意見聴取されて農地のあり方農地の守り方も検討いただければと思います。今まで以上に苦労されると思えます。農業委員会委員さんの仕事も優良農地を次の代にいかにより優良な状態で引き継いでいくかという使命があります。この局面今まで想定していないような局面、昔はあったんですけども、想定していない局面が急に来ましたので、それぞれの経営、自分の経営を守ることも大事ですけども、それぞれの経営の皆さんの意見を聞きながら関係機関と協議協力しながら前に進めればなと思います。来年こそはいろんな研修が出来て農地法も変わっているところがあるかもしれないですけども、そういうことも皆さんと勉強し、地域の皆さんに早くに変化したところを伝え、いい状態を保てるように集約化することができればなと思いますのでご活躍をよろしくお願いいたします。先ほども言いましたようにそれぞれの家庭の希薄になっている、こういう表現がどうか分かりませんが、そういう中であって来年に向けて今まで以上に皆さんご家族ともに過ごして新しい年を踏ん張る年にもっていただければと切に願っております。来年の委員の皆様のご活躍を切にお願いしまして私の方から最後のご挨拶とさせていただきます。

(閉会 11時17分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月28日

会 長 _____

1 番 _____

2 番 _____